

事例表 8

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		自立就業支援助成金（受給資格者創業支援助成金）（20-015）					
実施主体		都道府県労働局					
事業概要		失業者の自立を積極的に促進するため、失業者（雇用保険の受給資格者）自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1/3（上限200万円）を助成。また、同意雇用機会増大促進地域において、失業者自ら事業を開始した場合に創業に係る費用の助成限度額の引上げ（1/2（上限300万円））や移転費の支給					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		5,986,596	4,001,756	2,777,196	2,034,681	1,390,749	
目 標 と 評 価	目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均2人以上 ・支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 90%以上 	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	
	実 績	目 標 の 達 成 度 合 い	①達成（実績2.4人） ②達成（実績97%）	①達成（実績2.32人） ②達成（実績97.51%）	①達成（実績2.03人） ②達成（実績97.36%）	①未達成（実績1.85人） 目標達成率93% ②達成（実績97.88%）	—
		事 業 執 行 率	40% (2,380百万円/5,987百万円)	43% (1,709百万円/4,002百万円)	60% (1,680百万円/2,777百万円)	支給金額（百万円） 77% (1,576百万円 / 2,035百万円)	—
	評 価 結 果	施策としては、原則継続。予算額の適正化等が必要。	B	B	D	—	

(注) 同意雇用機会増大促進地域とは、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条第1項に規定する同意雇用開発促進地域を指す。

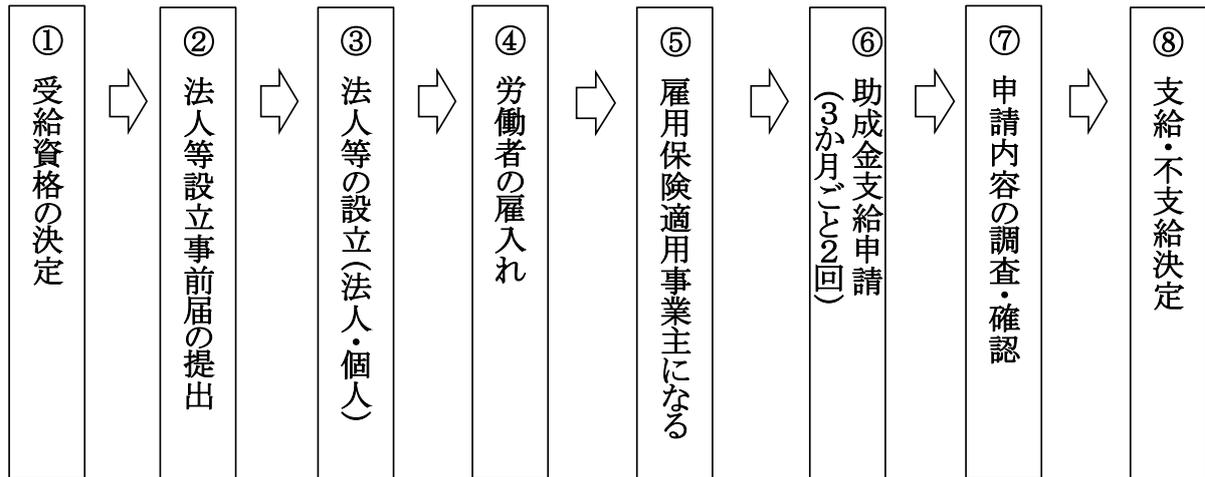
〈調査結果〉

○ 申請書類の簡素化（項目1（2）－イ関係）

本助成金は、雇用保険法第62条第1項第5号並びに同法施行規則第109条及び第110条の2に基づき雇用保険の受給資格者自らが事業を開始し、事業開始後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となった場合に、当該事業主に対して、創業に要した費用の一部について助成することにより、失業者の自立を積極的に支援するものである。

本助成金の申請の流れは以下のとおりである。

〈図1 申請の流れ〉



- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 ②以降の契約が助成の対象となる。
3 ③及び④は前後する場合がある。

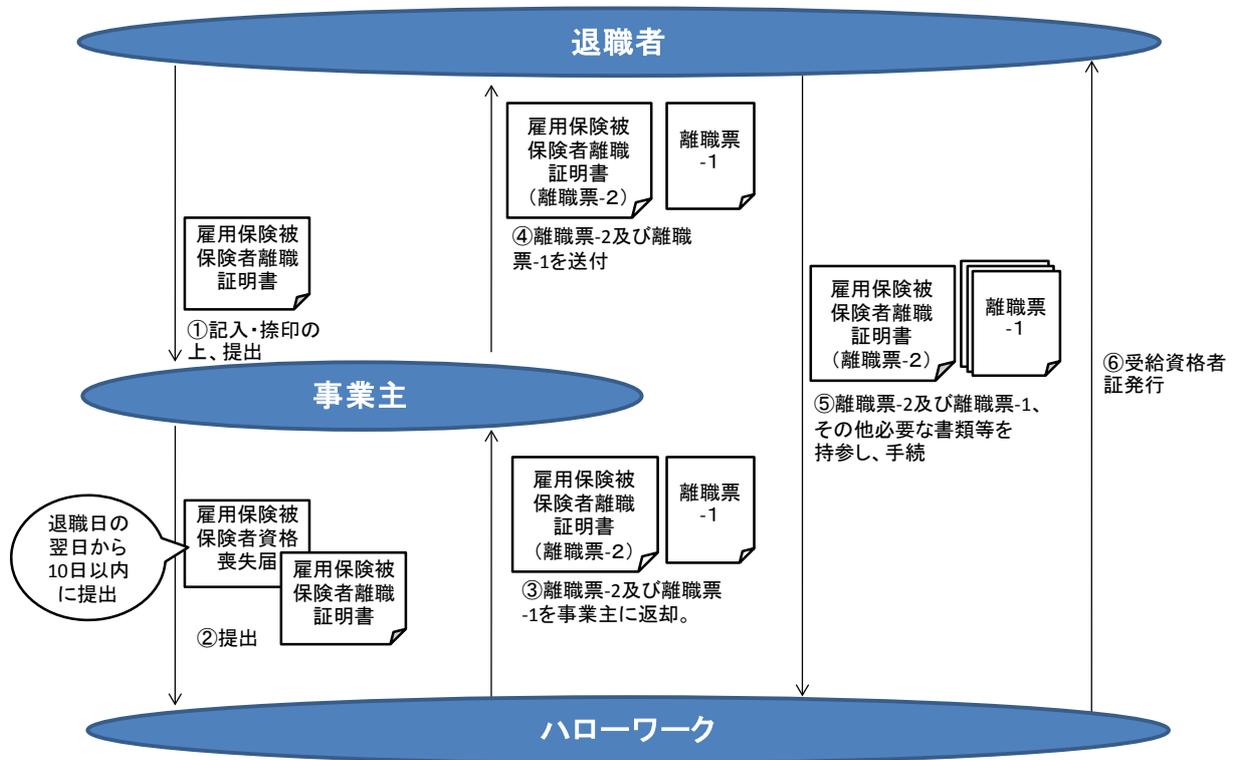
また、本助成金の主な支給要件は以下のとおりである。

- ① 受給資格者であって、その受給資格に係る被保険者期間が5年以上あること。
- ② 受給資格に係る失業給付の支給残日数が1日以上であり、かつ法人の設立又は個人事業の開始日の前日までに「法人等設立事前届」を提出していること。
- ③ 法人の設立又は個人事業の開始の日の前日において、受給資格に係る失業給付の支給残日数が1日以上ある人が設立した法人又は個人事業主であること。
- ④ 創業した本人が専ら創業した法人又は個人事業の業務に従事していること。
- ⑤ 法人にあっては、創業した本人が出資し、かつ代表者であること。
- ⑥ 法人の設立又は個人事業の開始以後、3か月以上事業を行っていること。
- ⑦ 法人設立又は個人事業の開始の日から起算して1年を経過する日までの間に、雇用保険の一般被保険者となる労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主になること。
- ⑧ 雇い入れた労働者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用する事業主であること。

上記支給要件①のとおり、本助成金については、受給資格者であることとされているこ

とから、助成金支給申請（図1の⑥）に当たっては、受給資格者証の写しを添付することとされている。受給資格者証の交付までの流れは以下のとおりである。

〈図2 受給資格者証の交付までの流れ〉



(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

- 上記図の②については、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条において、「事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届に労働契約に係る契約書等の書類を添えてその事業所の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない」とされている。
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第21条において、「基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して7日に満たない間は、支給しない」とされていることから、上記図の⑤から⑥までの間は7日以上を要する。

また、本助成金の支給申請に当たっては、受給資格者創業支援助成金支給要領に基づき、以下の書類を添付した上で、支給申請書を法人等の所在地を管轄する労働局長に提出しなければならないとされている。

【添付書類】

- 法人等設立事前届の写し（管轄労働局の受理印及び受理番号のあるもの）
- 創業受給資格者であることを確認できる受給資格者証の写し等の書類
- 法人等の設立を確認できる次のいずれかの書類
 - 事業主が法人である場合、法人の設立に関する登記事項証明書、法人の定款の写し、役員名簿及び出資を確認できる金融機関が発行する株式払込金保管証明書の写し等の

書類

- ・ 事業主が個人である場合、開業に関する開廃業等届出書（所轄税務署、都道府県税事務所等の受付印があるもの）等の開業のあった日が確認できる書類の写し等及び運転免許証等の官公署が発行する本人と確認できる書類の写し
- ④ 雇用保険適用事業所設置届事業主控えの写し
- ⑤ 助成対象費用の支払及び支払の発生原因を確認できる契約書、納品書、領収書等の書類の写し
- ⑥ 事業実態を確認できる書類であって次のいずれか二つ
 - ・ 事業報告（計画）書、会社案内又は会社設備概要の写し
 - ・ 損益計算書又は貸借対照表の写し
 - ・ 現金出納帳の写し
 - ・ 預金通帳の写し
 - ・ 源泉所得税の領収証書の写し（所轄税務署等の領収印があるもの）
 - ・ 仕入れ及び売上げに係る伝票（直近3か月分）の写し
- ⑦ 必要に応じ、法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたこと等を示す書類その他事業が適切に運営されていることを示す書類
- ⑧ その他所在地管轄労働局長が必要と認める書類

今回、5労働局（北海道、東京、石川、香川及び福岡）における本助成金の支給申請時の添付書類を調査したところ、下表のとおり、北海道労働局において、5事業者中3事業者の添付書類に、必要ないとみられるものが提出されていた。

表 支給申請時の添付書類（北海道労働局）

企業名	北海道労働局の説明から、提出が不要であったと判断される書類	左に関する北海道労働局の見解
A社	① 建設業許可通知書	事業実態を確認するための2種類の書類があれば、提出しなくても支障がない。建設業については許可が必要でない場合もあるので必須とはしていない。
B社	① 北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書	事業実態を確認するための2種類の書類があれば、提出しなくても支障がない。
C社	① 指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者指定（許可）申請書 ② 指定（許可）申請に係る添付書類一覧 ③ 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表 ④ 組織体系図 ⑤ 管理者（サービス提供責任者）経歴書 ⑥ 事業所の平面図等 ⑦ 全部事項証明書（土地） ⑧ 全部事項証明書（建物） ⑨ 終了証明書 ⑩ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ⑪ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	指定通知書で十分であり、申請関係の書類は提出の必要がない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 北海道労働局（雇用助成金さっぽろセンター）が作成する本助成金の支給申請案内書では、本助成金支給要

領に基づき、支給申請書添付書類中事業実態を確認できる書類として、①事業報告、会社案内又は会社設備概要の写し、②損益計算書又は貸借対照表の写し、③現金出納帳の写し、④事業主名義の現金通帳の写し、⑤源泉所得税の領収証書の写し、⑥仕入れ及び売上伝票の写しのうち、いずれか2種類を必要な添付書類とする旨記載されているほか、これとは別の添付書類項目として、「必要に応じ、法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたことを示す書類等、事業が適切に運営されていることを示す書類」と記載されている。

上記の書類については、北海道労働局が独自に作成している申請案内において、添付が必須とされる他の書類と同列に「必要に応じ、法人等の設立に必要な資格を取得したこと、許認可を受けたこと等、事業が適切に運営されていることを示す書類」と記述されていることから、申請者が自発的に提出したものとみられる。